

社会福祉法人経理規程 細則

社会福祉法人 養育福祉会

コスモス保育園

松橋保育園

目次

1. 総則
 2. 「経理規定第 4 条会計年度及び計算書類に関する細則」
 3. 「経理規程第 6 条に定める共通収入支出の配分に関する細則」
 4. 「経理規定 7 条に定める会計責任者、会計責任者・出納職員及び経理規程第 60 条に定める契約担当者に関する細則」
 5. 「経理規定第 22 条に定める収入の手続に関する細則」
 6. 「経理規定第 25 条に定める支出の手続に関する細則」
 7. 「経理規定第 28 条に定める概算払の手続きに関する細則」
 8. 「経理規程 39 条に定める印鑑及び経理規第 21 条に定める小切手の取り扱いに関する細則」
 9. 「経理規定第 31 条に定める月次報告に関する細則」
 10. 「経理規程第 37 条に定める資金の積立てに関する細則」
 11. 「経理規程第 40 条に定める有価証券の評価に関する細則」
 12. **「経理規程第 43 条に定める固定資産の評価に関する細則」**
 13. 「経理規程第 44 条に定めるリース会計に関する細則」
 14. 「経理規程第 46 条に定める改良と修繕に関する細則」
 15. 「経理規程第 48 条に定める取得・処分の制限等に関する細則」
 16. 「経理規程第 49 条に定める減価償却に関する細則」
 17. 「経理規程第 51 条に定める賞与引当金に関する細則」
 18. 「経理規程第 52 条に定める徴収不能引当金に関する細則」
 19. 「経理規程第 54 条に定める内部取引に関する細則」
 20. 「経理規程第 58 条に定める内部監査に関する細則」
 21. 「経理規程第 63 条に定める随意契約に関する細則」
 22. 「経理規程に定める重要性に関する細則」
- 附則

【凡例】

金融商品会計基準	金融商品に関する会計基準	(企業会計基準第 10 号)
金融商品会計実務指針	金融商品会計に関する実務指針	(会計制度委員会報告第 14 号)
棚卸資産会計基準	棚卸資産の評価に関する会計基準	(企業会計基準第 9 号)
減損会計基準	固定資産の減損に係る会計基準	(企業会計審議会)
減損会計適用指針	固定資産の減損に係る会計基準の適用指針	(企業会計基準適用指針第 6 号)
リース会計適用指針	リース取引に関する会計基準の適用指針	(企業会計基準適用指針第 16 号)

社会福祉法人養育福祉会 経理規程細則

1. 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人養育福祉会経理規程（以下「経理規程」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

2. 「経理規定第4条会計年度及び計算書類に関する細則」

(会計年度の所属区分)

第2条 本法人の資産及び負債の増減及び異動並びに収入及び支出の所属区分は経理規定第4条の規定によるほか次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 収入の原因である事実の存する期間が2年度にわたる場合は、その事実の存した期間の属する年度による。
- (2) 補助金その他これに類する収入及び他の会計から繰り入れるべき収入は、その収入を計上した予算の属する年度による。
- (3) 賃借料、支払利息、損害保険料等で支出の原因である事実の存する期間が2年度にわたる場合は、その事実の存した期間の属する年度による。ただし、電話料及び光熱水費類は、その債務が確定した日の属する年度による。
- (4) 購入又は設備工事等による固定資産の増加は、その物件の受入又は工事等が完成した日の属する年度。固定資産の減少及び異動は、その物件の引き渡し、廃棄又は消滅のあった日の属する年度による。

3. 「経理規程第6条に定める共通収入支出の配分に関する細則」

(配分基準)

第3条 経理規程第6条第1項及び第2項に定める「合理的な基準に基づいて配分する」基準は、共通経費の配分基準表（別添1）のとおりとする。

2 前項の配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用するものとする。

3 第1項及び第2項の規定に関わらず、社会福祉法人会計の弾力運用が適用できる場合において、以下の科目は事業費として計上する。

- ア) 水道光熱費
- イ) 燃料費
- ウ) 賃借料
- エ) 保険料

3 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

4. 「経理規定 7 条に定める会計責任者、会計責任者・出納職員及び経理規程第 60 条に定める契約担当者に関する細則」

(会計責任者、出納員及び契約担当者の任命)

第 4 条 経理規定第 7 条及び第 60 条に定める会計責任者、出納職員及び契約担当者は、辞令を交付して任命しなければならない。

5. 「経理規定第 22 条に定める収入の手続に関する細則」

(収入行為)

第 5 条 収入の扱いは、経理規定第 22 条の規定によるか、本条の規定によるものとする。

2 理事長又は会計責任者は、収入の事由が生じたときは、1 件ごとに請求書等の証憑と照合を行い、収入行為を行わなければならない。収入行為を行った後において、金額の誤り等により変更を要するときは、直ちにその変更の理由に基づき増加額又は減少額について収入行為を行わなければならない。

3 収入行為を行うときは、収入伺いにより会計責任者の決済を受けなければならない。

6. 「経理規定第 25 条に定める支出の手続に関する細則」

(支出行為)

第 6 条 支出行為に要する証憑書類等は別表に定めるところにより作成しなければならない。

2 支出行為を行うときは、支出伺いにより会計責任者の決済を受けなければならない。

7. 「経理規定第 28 条概算払の手続に関する細則」

(概算払)

第 7 条 経理規定第 28 条の規定に基づき、概算払いを受けた者は、事務完了後一週間以内に、概算払い精算書により精算をしなければならない。

8. 「経理規程第 39 条に定める印鑑及び経理規程第 21 条に定める小切手の取り扱いに関する細則」

(印鑑及び小切手帳の保管)

第 8 条 会計責任者の印鑑及び小切手帳は、事故がないように、それぞれ別の場所に厳重に保管しなければならない。

(小切手の押印)

第 9 条 小切手を振り出す場合は、受取人に交付する前に会計責任者自ら押印しなければならない。

(書損小切手)

第 10 条 書損等による小切手を振り出す場合は、当該小切手に斜線を朱書きしたうえ「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかななければならない。

9. 「経理規定第 31 条に定める月次報告に関する細則」

(予算執行状況報告書)

第 11 条 会計責任者は、毎月末日において予算執行状況報告書を作成し、翌月 20 日までに理事長に提出しなければならない。

10. 「経理規程第 37 条に定める資金の積立に関する細則」

(積立て)

第 12 条 経理規程第 37 条に定める積立資産は、使用計画に定めた積立額を積み立てるものとする。

(取崩)

第 13 条 経理規程第 37 条に定める積立資産は、次に掲げる場合にそれぞれに掲げる金額を取崩すものとする。

- (1) 当該積立資産の目的である支出があった場合 当該積立資産の金額範囲内の目的支出額
- (2) 当該積立資産の目的である支出が行われないことが理事会で決定した場合 当該積立資産の総額
- (3) 当該積立資産を積立目的以外に使用する場合 当該積立資産について理事会で取り崩すことと決めた金額

11. 「経理規程第 40 条に定める有価証券の評価に関する細則」

(時価)

第 14 条 経理規程第 40 条第 4 項に定める時価とは、市場価格に基づく価格をいうものとする。

- (1) 次の有価証券については、それぞれに公表されている取引価格を市場価格とする。
 - ① 取引所に上場されている有価証券の市場価格は、原則として取引所における取引価格とする。なお、一つの有価証券が複数の取引所に上場されている場合には、当該有価証券の取引が最も活発に行われている取引所の価格とする。
 - ② 店頭において取引されている有価証券の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば日本証券業協会）が公表する価格とする。
 - ③ 取引所及び店頭において取引がされていなくても、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム（例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場）が流通性を確保する上で十分に整備されている場合には、そこで成立する取引価格を有価証券の市場価格とすることができるものとする。
- (2) 有価証券に付すべき時価は、上記取引価格等の終値を最優先適用し、終値がなければ気配値を適用するものとする。その場合の気配値は、公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値とし、それらがともに公表されている場合には、それらの仲値とする。また当日に終値も気配値も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は気配値とする。

(償却原価法)

第 15 条 経理規程第 40 条に第 4 項に定める償却原価法は、利息法により計算するものとする。

2 前項に定める利息法とは、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額を、債券の帳簿価額に対し一定率（以下「実効利子率」という。）となるように複利をもって各会計期間の収入に配分する方法をいい、当該配分額とクーポン計上額（クーポンの現金受取額及びその経過分の未収計上額の増減額の合計額）との差額を取得価額に加減する。

12. 「経理規程第 43 条に定める固定資産の評価に関する細則」

（付随費用）

第 16 条 経理規程第 43 条第 1 項（1）（2）に定める直接付随費用とは、当該固定資産を取得し、事業の用に供するために要した費用で次の（1）及び（2）に掲げるものとする。

（1）当該固定資産を取得するために直接要した費用の額

- ① 引取運賃
- ② 荷役費
- ③ 運送保険料
- ④ 購入手数料
- ⑤ 関税
- ⑥ その他その固定資産を取得するために直接要した費用の額

（2）その固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

2 次の（1）及び（2）に掲げるものは、前項の規定にかかわらず付随費用から除外することができるものとする。

- （1）不動産取得税、自動車取得税
- （2）登録免許税その他登記登録に関する費用

3 次に掲げるものは、第 1 項に掲げる付随費用からは除外するものとする。

- （1）建設変更に伴い変更前に支出した当該建物建設のための調査費、測量費、設計費等の費用で、変更後に不要となったもの。
- （2）契約解除による違約金
- （3）建物建設に伴う落成式等の費用

（時価）

第 17 条 経理規程第 43 条第 3 項に定める時価とは、公正な評価額（観察可能な市場価格、又は観察可能な市場価格によることができない場合においては合理的に算定された価額）をいうものとする。次に掲げる資産については、それぞれに掲げる価額を合理的に算定された価額とすることができるものとする。

（1）土地 次の①又は②の価格

- ①「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格
- ②公示価格、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額を基準として、それに合理的な調整を加えた価格

（2）建物等 次の①又は②の価格

- ①「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格
- ②販売業者、物件売買仲介業者など第三者が算定した価格

13 「経理規程第 44 条に定めるリース会計に関する細則」

(利息相当額の配分方法)

第 18 条 経理規程第 44 条第 1 項に定める利息法とは、リース料総額に占める各会計期間の支払利息相当額を、リース債務の未返済元本残高（貸借対照表のリース債務の金額をいう。）に一定の率を乗じて算出する方法をいう。当該利率はリース料総額の現在価値がリース取引開始日におけるリース資産（リース債務の計上金額と同じ。）の計上額と等しくなる利率として求めるものとする。

第 19 条 経理規程第 47 条第 2 項に定めるリース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法とは、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される（利子込み法）方法をいう。

14. 「経理規程第 46 条に定める改良と修繕に関する細則」

(資本的支出と修繕費の区分)

第 20 条 経理規程第 46 条第 1 項に定める固定資産の性能の向上、改良又は耐用年数を延長するために要した支出で固定資産の価額に加算するものを資本的支出とする。

(資本的支出と修繕費の判定)

第 21 条 固定資産に関わる支出が、前条の資本的支出と経理規程第 46 条第 2 項に定める修繕費のいずれに該当するかの判定にあたっては、継続的に利用することを条件として、別添 2 の「資本的支出と修繕費の区分判定表」を利用して行うことができるものとする。ただし、前条に定める原則に照らし、当該判定表によることが明らかに不合理と認められる場合には、個々の支出内容を吟味して判定するものとする。

15. 「経理規程第 48 条に定める取得・処分の制限等に関する細則」

(物品の不用決定)

第 22 条 会計責任者は、経理規定第 48 条により資産を売却又は廃棄するときは、物品不用決定調書により、理事長の承認を得なければならない。ただし、固定資産以外の物品については、自ら処分を決定することができる。

16. 「経理規程第 49 条に定める減価償却に関する細則」

(期中に増加又は減少した資産の償却費)

第 23 条 期中において資産を取得し、又は譲渡、売却若しくは除却した場合において当該資産の経理規程第 49 条第 1 項及び第 3 項に定める減価償却の計算は、当該資産の当期における使用月数に応じて行うものとする。

(中古資産の耐用年数)

第 24 条 中古資産を取得した場合における経理規程第 49 条第 4 項に定める耐用年数は、次のいずれかとする。

- (1) 当該資産を当該事業の用に供した以後の使用可能期間の年数
- (2) 次の簡便法より計算した残存耐用年数

ただし、当該中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の額が中古資産の取得価額の 50%を超える場合には、簡便法により計算した年数によることはできない。

① 法定耐用年数の全部を経過したもの

法定耐用年数×20%＝残存耐用年数

② 法定耐用年数の一部を経過したもの

法定耐用年数－経過年数＋（経過年数×20%）＝残存耐用年数

上記①又は②の算式により計算した年数に 1 年未満の端数がある時はこれを 1 年とし、当該年数が 2 年未満であるときは 2 年とする。

（計上時期）

第 25 条 予算管理を行うため、減価償却費の計上を月次決算で行う必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の減価償却予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において減価償却費として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した減価償却費の合計額は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき減価償却費の年間計上額に洗い替えるものとする。

17. 「経理規程第 51 条に定める賞与引当金に関する細則」

（計上額）

第 26 条 経理規程第 51 条に定める賞与引当金は、原則として、過去の実績、同業他法人の支払状況、労使間の協定内容、法人の業績、法人の人事政策などを勘案して、翌会計期間に支給する賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。以下「賞与等」という。）の合計額を見積り、その合計額のうち当会計期間に対応する金額を賞与引当金として計上するものとする。

（戻入の時期と金額）

第 27 条 前条に定める賞与引当金は、前会計年度末に賞与引当金の設定対象となっている賞与の支給があった場合には、当該賞与支給時に、当該賞与引当金を当該賞与支給額及び法定福利費に充当するものとする。

（計上時期）

第 28 条 月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、賞与引当金繰入額を月次決算で計上する必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の負担すべき賞与金額の予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において賞与引当金繰入額として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した賞与引当金繰入額の残高は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき賞与引当金繰入額の年間計上額に洗い替えるものとする。

2 当該会計期間に月割り計上した賞与引当金に係る賞与の支給が当該会計期間にあった場合には、当該支給があった時に、当該賞与引当金の金額を戻入れ、賞与引当金繰入の控除項目として計上するものとする。

18. 「経理規程第 52 条に定める徴収不能引当金に関する細則」

(計上時期)

第 29 条 経理規程第 52 条に定める徴収不能引当金は、毎会計年度末に当該会計期間の末日における金銭債権に係る徴収不能引当金を計上するものとする。

(計上額)

第 30 条 前条に定める徴収不能引当金は、会計年度末の金銭債権を個別に評価する債権（以下「個別評価債権」という。）と、その他の債権（以下「一括評価債権」という。）に区分して計算するものとする。

2 前項に定める個別評価債権は、次の（1）の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、次の（2）により算定するものとする。

(1) 徴収不能の可能性が極めて高い債権

徴収不能の可能性が極めて高い債権とは、破産、経営破綻（以下「破産等」という。）又は実質的に破産等に陥っている債務者に対する債権をいう。破産等の状態に陥っている債務者とは、法的、形式的な破産等の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、和議等の事由が生じている債務者をいう。実質的に破産等に陥っている債務者とは、法的、形式的に破産等の事実は発生していないが、深刻な状態にあると認められる債務者をいうものとする。

(2) 徴収不能見込額の算定

個別評価債権の金額から回収が確実に見込まれる額を控除して算定するものとする。

3 第 1 項に定める一括評価債権は、個別評価債権以外の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、一括評価債権の金額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じて算定するものとする。

(戻入の時期と金額)

第 31 条 前条第 2 項に定める徴収不能引当金は、個別評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。また、徴収不能引当金の対象としていた個別評価債権が回収されるなどして当該計上が不要となった場合には、当該不要となった金額は戻入れ、事業活動計算書、特別増減の部、その他特別収益、徴収不能引当金戻入益として計上するものとする。

2 前条第 3 項に定める徴収不能引当金は、一括評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、一括評価債権に係る徴収不能引当金の帳簿残高を限度として、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。

19. 「経理規程第 54 条に定める内部取引に関する細則」

(内部取引)

第 32 条 法人内部の各区分間取引については、拠点区分間繰入金収入・支出、及びサービス区分間繰入金収入・支出を計上する。

2 内部取引の相殺は決算において行う。

20. 「経理規程第 58 条に定める内部監査に関する細則」

(内部経理監査)

第 33 条 内部経理監査は、次の各号に掲げる次項について、半期に一度以上行うものとする。

- (1) 収入予算の執行状況に関する事項
- (2) 支出予算の執行状況に関する事項
- (3) 現金、預金その他の流動資産の出納及び管理に関する事項
- (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) その他資産の管理運用に関する事項

2 前項の監査を行ったものは、その結果を内部経理監査報告書により理事長に報告しなければならない。

21. 「経理規程第 63 条に定める随意契約に関する細則」

(見積書の徴収)

第 34 条 経理規定第 63 条の規定により、随意契約によろうとする時は、各社（各人）より、見積書を徴しなければならない。

2 見積書の徴収について、例外として、次の（1）に該当する場合は、単独見積りとしてとができる。また、（2）又は（3）に該当する場合は、見積書を省略することができる。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定しているとき。
- (2) 同一の規格及び品質で、売り主により価格が異なる物品を購入するとき。
- (3) 1 件の予定価格が 10 万円未満の物品の購入又は修繕をするとき。

22. 「経理規程に定める重要性に関する細則」

(重要性の基準)

第 35 条 経理規程第 40 条、第 44 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条における重要性の判断は、計算書類等の利用者が、計算書類等に記載されたこれらの事項の情報に基づいて判断する場合において、誤りの無い判断ができるか否かを考慮して行う必要がある。

2 重要性の判断は、原則として個々の事例ごとに行われるが、個々の判断における恣意性をするために、一定の基準を設け、明示することとする。

3 前項の基準は、第 1 項の原則に基づいて設ける必要があるが、通常、次に掲げる事項を考して設定する。

- ・ サービス活動収益に与える影響
- ・ 当期活動増減差額に与える影響
- ・ 資産の合計に与える影響

4 重要性の判定は、一次的には、前項の基準値に基づいて行うが、最終的な判断は、第 1 項に定める趣旨から、次に例示する事項等を考慮した上で行うものとする。したがって、金額が基準値に満たない場合あるいは金額を持たない項目であっても、質的に重要性が有ると判定される場合があることに留意する。

- ・ 当該年度の財政状態又は経営成績の異常性の有無。
- ・ 過年度の財政状態又は経営成績に与える影響
- ・ 臨時的又は異常な事象の発生を示す事項
- ・ 傾向値に影響を与える事項、増減差額をプラス(又はマイナス)からマイナス(又はプラス)に

転換する事項

- ・ 開示項目あるいは開示内容の重要性

5 第3に定める基準値は、法人の内外の環境の変化、業務内容の変化等に応じて、適宜見直しを行わなければならない。異常である場合には、サービス活動収益計、当期活動増減差額及び資産の部合計について、単に当年度における影響のみを考慮するのではなく、過年度の数値を参考として正常な財政状態及び経営成績を算定し、それらも併せて考慮する。

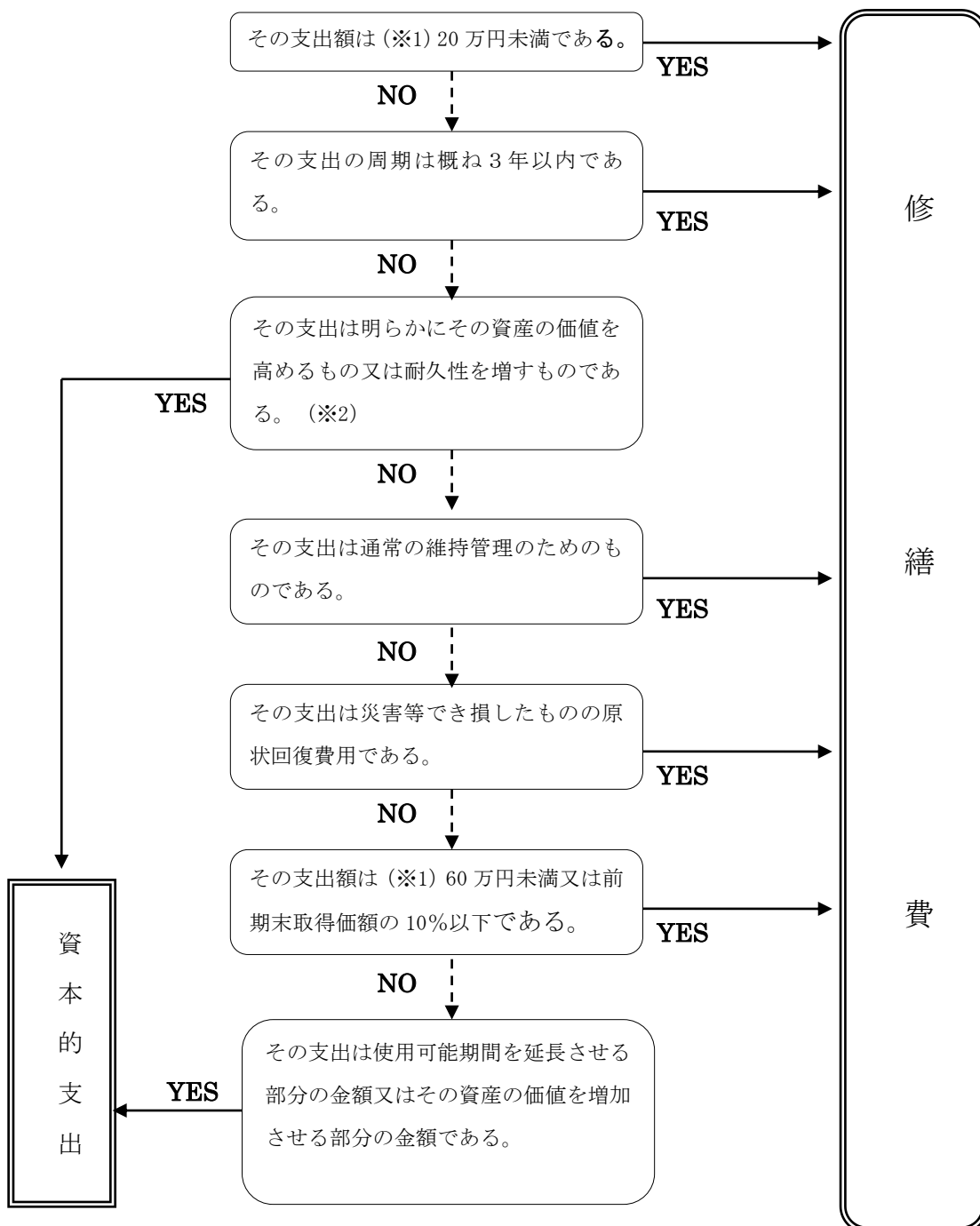
附則

この細則は、平成24年4月1日から実施する。

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

この細則は、平成29年5月25日から実施する。

この細則は、令和元年11月25日から実施する。



※1 法人は、固定資産の計上基準を参酌し、合理的な金額を定めることができるものとする。

※2 次に掲げる支出は、当該資産の価値を高めるもの又はその耐久性を増すもの(資本的支出)に該当する。

- ① 避難階段の取付けなど物理的に付加された部分の金額
- ② 用途変更の為の様様替え等改造改装に直接要した金額
- ③ 固定資産の部分品を品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取り替えに要すると認められる金額